

東京海上日動

東京海上日動火災保険は19日、インターネットとNVOCC、CLUBの共催により都内で改正SOLAS条約および商法改正についてセミナーを開催した。セミナーでは岡部・山口法律事務所の山口修司弁護士が「荷主と運送人の責任範囲」と題し講演。国際海上物品運送法や過去の判例を紹介しながら、海上運送中の貨物に損害があった際の荷主と運送人それぞれの責任範囲などについて解説した。また、昨年10月に閣議決定され国会会で成立する可能性がある商法の改正に触れた上で、日本と英国、米国などの海外で国際条約や法律の解釈に違いがあることを指摘。「日本ではNVOCCに通常責任がないと考えられているものの、英国や米国などでは無過失責任を問われる可能性がある」とした。

商法改正などでセミナー



日本と米英では条約や法律の解釈に違いがあることを解説した

海外では無過失責任リスクも

講演で山口弁護士は商法の改正案では荷送人の危険物申告義務が規定されることにも触れ、日本、英国、米国の判例をそれぞれ紹介。過去の日本の判例では荷送人に貨物の危険物分類判定義務があり、MDS（現在のSDS、セーフティデータシート）の記載に従っただけでは義務を履行したことにはならないとされたことを説明。日本では過失責任が問われるとした。

一方で英国・米国などについては判例を紹介した上で「荷送人が義務を果たしたにもかかわらず貨物に損害が発生した際、荷送人が無過失でも結果として危険物であれば、荷送人は責任を負うというのが英国や米国の考え方」と述べ、同一の国際条約であっても国によって解釈が変わり、裁判を行う国によってはNVOCCにも責任が及ぶ可能性があることを指摘した。

また山口弁護士は商法の改正によって、荷受人の権利が拡充することも説明。「これまでは船が沈むなどして貨物を全損した場合、損害は荷受人に発生するにもかかわらず運送契約上の権利が発生しなかったが、改正後は貨物を全損した場合、荷受人が荷送人と同一の権利を取得できるようになる」とした。さらに複合輸送についての規定が置かれるようになるほか、これまで規定のなかった複合運送証券、海上運送状についても明確に規定されるようになることを紹介した。

このほか、昨年適用が始まった改正SOLAS条約について山口弁護士は「船社B/L上の荷送人はコンテナ総重量の確定と伝達が義務だが、伝達した重量が実際と異なっていたことに起因して損害を与えた場合、損害賠償責任を負担する可能性がある」と指摘。さらに重量測定に必要な費用については「荷主になるのか、船社になるのか、NVOCCになるのかまだ議論がある。基本的には荷主の負担になるかと思うが、これから契約が進めば誰が負担するのか解決していくことになると思う」と述べた。